○外務省告示第二百二十八号

レソト王国政府は、平成七年十月十三日にウィーンで採択された「過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約の追加議定書（失明をもたらすレーザー兵器に関する議定書（議定書Ⅳ））」に拘束されることに同意する旨を平成二十八年四月二十五日に国際連合事務総長に通告した。よって、同議定書は、平成二十八年十月二十五日にレソト王国について効力を生ずる。

（平成二十八年四月二十六日付け国際連合事務総長書簡）

平成二十八年六月二十七日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百二十九号

レソト王国政府は、平成十三年十二月二十一日にジュネーブで作成された「過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約第一条の改正」の加入書を平成二十八年四月二十五日に国際連合事務総長に寄託した。よって、同改正は、平成二十八年十月二十五日にレソト王国について効力を生ずる。

（平成二十八年四月二十六日付け国際連合事務総長書簡）

平成二十八年六月二十七日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百三十号

アルゼンチン共和国政府は、平成十七年四月十三日にニューヨークで採択された「核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約」の批准書を平成二十八年四月八日に国際連合事務総長に寄託した。よって、同条約は、平成二十八年五月八日にアルゼンチン共和国について効力を生じた。

（平成二十八年四月十九日付け国際連合事務総長書簡）

平成二十八年六月二十七日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百三十一号

平成二十八年三月一日にイスラマバードで、シンド州北部農村部女子前期中等教育強化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がパキスタン・イスラム共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　シンド州北部農村部女子前期中等教育強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　九億七千三百万円

3　贈与の供与期限　平成二十九年三月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　大使　松浦純也在パキスタン臨時代理大使

パキスタン側　タリク・バジュワ財務・歳入・経済・統計・民営化省経済担当次官

平成二十八年六月二十七日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百三十二号

平成二十八年三月十日にイスラマバードで、パキスタン・イスラム共和国における不正薬物取引及び関連する国際的な組織犯罪に対する国境安全強化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　不正薬物取引及び関連する国際的な組織犯罪に対する国境安全強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　七億六千八百万円

3　署名者

日　本　側　大使　松浦純也在パキスタン臨時代理大使

国際連合側　国際連合薬物犯罪事務所在パキスタン代表　セサル・グエデス

平成二十八年六月二十七日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百三十三号

平成二十八年三月十日にマナグアで、セラヤセントラル保健管区二次機能病院建設計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がニカラグア共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　セラヤセントラル保健管区二次機能病院建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　二十億九千万円

3　贈与の供与期限　平成三十三年十二月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　大使　安藤（今井）泰志在ニカラグア

ニカラグア側　アルレテ・クリスティナ・マレンコ・メサ外務次官兼経済協力庁長官

平成二十八年六月二十七日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百三十四号

平成二十八年三月十二日にテヘランで、イラン・イスラム共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がイラン・イスラム共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　十二億円

3　署名者

日本側　小林弘裕在イラン大使

イラン側　モフセン・アサディラリ厚生省国際担当大臣代行

平成二十八年六月二十七日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百三十五号

平成二十八年三月十日にマジュロで、マーシャル諸島共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がマーシャル諸島共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億円

3　署名者

日　本　側　光岡英行在マーシャル大使

マーシャル側　ジョン・M・シルク外務大臣

平成二十八年六月二十七日

外務大臣　岸田　文雄

○農林水産省告示第千三百五十四号

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）別表第二大中型まき網漁業の項第九号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定めた期間を次のように定める。

平成二十八年六月二十七日

農林水産大臣　森山　裕

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令別表第二大中型まき網漁業の項第九号の農林水産大臣が定めた期間は、平成二十八年七月一日から同年九月三十日までとする。

○農林水産省告示第千三百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年六月二十七日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　福井県小浜市西小川一〇号南堂ノ上一三から二一まで、二二の一、二二の三、二四、二五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び小浜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年六月二十七日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　静岡県榛原郡川根本町下長尾字サトシ一八七〇の一、字瀬戸一八七一、字ヒロヲ一九〇二の一の一〇から一九〇二の一の一二まで、一九〇二の一の一三の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字サトシ一八七〇の一・字ヒロヲ一九〇二の一の一〇から一九〇二の一の一二まで・一九〇二の一の一三の二（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。